

讓狀之事

しやうか田

三十三内

一上田貳畝拾歩耆り貳も五
是ハ五畝拾五歩高八斗八升平兵衛と分地

久八

三十四内

一上田貳拾五歩
是ハ五畝九歩高八斗四升八合三右衛門と分地

同人

三十五内

一上田三畝拾三歩
是ハ六畝廿四歩高耆石八升八合之内三右衛門と分地

八郎兵衛

(中略)

同(キセ垣内)

二百七

一下々田貳畝三歩
古垣内

源四郎

二百七十七

一下々田貳畝拾五歩
午玉まへ

源大夫

貳百五十三

一下々田四畝廿耆歩
是ハ六畝廿耆歩高五斗三升六合孫左衛門才兵衛と分地

四郎右衛門

貳百五十九内

一下々田貳畝
是ハ三畝九歩高貳斗六升四合平兵衛と分地

同人

三百六十六

一屋敷貳拾四歩
高合六石九斗四升四合

徳

(下げ紙)

右之通、我等所持之田地屋敷共
此度其方江讓申所実正也、然上者
田地屋敷御年貢諸役共、自今
其方支配可有之候、尤何方より
構妨無之候、仍之為後日讓り
状如件

我等所持之印判
是又讓り申候、自今
外ニ 此印形用ひ可申候、以上
三右衛門(印)
楠之丞(印)

中津川村讓り主

三右衛門(印)

安永七年

戌十一月

同村五人組

兵左衛門(印)

同村証人

長四郎(印)

楠之丞(印)

伴七(印)

同村讓り受

平六江

右之通、聞届候、已上

瀬戸勘介(印)